

## 答申第 24 号

### 答 申

「検定中教科書の閲覧に関する文書一切」部分公開決定案件

#### 第 1 審査会の結論

平成 28 年 4 月 13 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行った部分公開決定について、別表に掲げる文書を本件対象文書に含まれるものとして、特定の個人が識別できる情報を除き公開すべきである。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 1 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）に対し、「検定中教科書の閲覧に関する文書一切」を内容とする公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

##### 2 請求に対する決定

条例の実施機関である県教委から公開請求に対する決定に係る権限を委任されている教育長は、本件公開請求に対応する公文書を特定し、平成 28 年 4 月 13 日付けで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当するとし、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

##### 3 非公開とした部分

本件処分において非公開とした部分は次のとおりである。

個人の現所属・職位・氏名・ふりがな（以下「非公開とした部分」という。）

##### 4 非公開とした理由

条例第 7 条第 2 項第 1 号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

##### 5 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 7 月 1 日、本件処分を不服として、行政不服審

査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、県教委に対し審査請求を行った。

### **第 3 審査請求の内容**

#### **1 審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、公開されていない文書の公開と、決定通知書のとおり厳密な部分公開を求めるものである。

#### **2 審査請求の理由及び主張**

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

私の請求は「検定中教科書の閲覧に関する一切」です。公開された文書を読みますと公開されていない文書の存在は明らかです。よく調べていただいて誠実に全文書の公開を求めます。

部分公開決定通知書の「公開をしない部分」欄には「個人の現所属・職位・氏名・ふりがな」と特定され、記載されています。しかし、実際の部分公開文書はこれ以外の箇所がマスキングされています。部分公開決定通知書のとおり誠実に厳密な執行を求めます。

また、教育長の弁明書に対する反論書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 4月1日付け公文書公開請求について

事務的文書であれば公開をしないでもよいという条例上の根拠をお示しくください。私は全体像を知りたいから一切の文書を請求しているのです。

内容が「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報提供について」（以下「文書4」という。）にまとめられているので、まとめを作成するための元データである「聞き取り確認用紙、所感一覧表」（以下「文書3」という。）は公開しないでもよいという条例上の根拠をお示しくください。聞き取り確認は、規則違反をしたとみられる教職員に対する調査なのです。しかも金品のやり取りを含むものなのです。教職員の品格の根本にかかわる大問題であるのです。文書3が鍵を握る文書であることは明らかです。文書4は、文書3を網羅してはいません。

公開文書が大量であることを理由にして公開対象としないという条例上の根拠をお示しくください。

部分公開決定で公務員である教職者の「個人の現所属・職位・氏名・ふ

りがな」を非公開にするのは職務時間外のことなどであり「職務の遂行外」との理由説明がありました。しかし、文書3の聞き取り確認用紙には、会議への参加ではなく、ワークブックに「賤称語」を書かせる問題があり、その不適切を教科書会社に自分から電話をし、教科書会社から担当者2名が学校に来て校長室で協議した、という事例があります。金銭授受に着目した文科省のデータからピックアップされたものなのでしょう。しかしこの事例は教育者の立派な行いであり、かつ通常の職務です。「職務の遂行に関する情報」（条例第7条第2項第1号のただし書きウ）に該当します。すなわちこの聞き取り対象者(公務員)の氏名、所属、職位等は非公開対象にはなりません。他にも職員室で対応していた事例も数件あります。これも組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したものが含まれ、同様に非公開情報には該当しません。このような具体的な詳細を明らかにさせない目的で文書3を公開対象としなかったのですか。申請者の負担が増大するのを避けることを理由とした公開をしないでもよいとする条例上の根拠をお示しくください。

#### (2) 4月22日付け公文書公開請求について

なぜ4月1日に続いて4月22日に4月1日と同じものの公文書公開請求をしなければならなかったのかということです。私が言葉を尽くし、手を尽くしても公開した文書が全てであると取り付く島がなかったためです。聞き取り確認用紙およびその解答例を公開して、市町教育委員会(以下「市町教委」という。)が記入した聞き取り確認用紙がないなどはあり得ません。存在しないと言い張った文書を請求しなおしたのです。

私に公開された「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報提供について」(以下「文書1」という。)には条例第7条第2項第1号に該当する情報は見当たりません。県教委は文書1のどこの該当する情報を除いているのですか。私に公開されていない文書1があるのでしょうか。

#### (3) その他の文書について

- ① 松山市とその他以外の記入済みの所感一覧表は部分公開されていません。松山市とその他の当該文書はありません。
- ② 「教科書採択における公正性・透明性の確保について」(以下「文書5」という。)に関連して、今年3月25日に「標記の件につきまして別紙のとおり送信します」とのメールを市町教委宛に送信していませんか。
- ③ 文書1についても同様に文科省からの依頼メールもしくはそれに相当するものが存在しなければならないと考えます。また、これに類す

る文書がその都度毎にあるのではありませんか。

- ④ 文書4の愛媛県関係確認一覧表と愛媛県関係確認一覧表(2回目)との間に文科省から依頼の類の文書の存在があるのではないかと推察します。
- ⑤ 文書1に記載されている別添ファイルの類型①対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を徴取した事案、類型②対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案、類型③上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案は公開されていません。
- ⑥ 文書1に添付の「聞き取り確認用紙等の確認(事務所用)4その他」に「特記する内容が見受けられた際には、別紙として添付してください」と記述されていますが、この文書は存在しないのですか。
- ⑦ 文書3と文書4の間での受取金額欄の金額が多人数で食い違っていることは別の文書の存在を示唆します。

#### (4) 部分公開決定通知書の記載について

公文書公開の決定をする場合、公文書中に非公開情報が含まれているのか否かを確認して、含まれている場合は、どのような非公開情報が含まれているのかを調べ、非公開情報それぞれについて「条例第7条第2項の各号の非公開情報のいずれかに該当するかということはもちろんのこと、公開することによる支障を具体的に記載しなければならない」ことになっているのではありませんか。

百歩譲って、弁明書のいう非公開理由を立てて、その理由に従って、非公開情報を抹消する場合、非公開情報の主なものさえ列挙しておけば事足りて、実際に抹消する情報は担当の自由裁量なのだとする条例上の根拠はあるのですか。

## 第4 教育長の説明の要旨

教育長が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 4月1日付け公文書公開請求について

「義務教育諸学校用教科書発行者における自己点検・検証の結果報告に伴う該当者への聞き取り及び聞き取り確認用紙の提出について」(以下「文書2」という。)、文書4及び文書5について、条例第7条第2項第1号に該当する情報を除いて公開したものである。

検定中教科書については、本来、教職員が関与することはできませんので、組織上の地位に基づいて所掌する事務は存在せず、個人の特定につな

がる情報は公開対象とはなりません。

なお、文書1については、単に回答要領、回答期限等を記載した事務的文書に過ぎないこと、また、文書3については、関係する教員個々に対するアンケート及び市町教委による取りまとめ資料であり、これらについては、内容が文書4に網羅されていることから、公開文書が大量になり、申請者の負担が増大するのを避けるため、公開対象としなかったものである。

#### (2) 4月22日付け公文書公開請求について

文書1、文書3について、文書名が請求書に記載されていたことから、条例第7条第2項第1号に該当する情報を除いて公開したものである。

なお、文書1には非公開部分はありません。

#### (3) その他の文書について

- ① 所感一覧表は該当がない場合は作成する必要がないものです。松山市及びその他からは提出がありませんでしたので、存在しません。それら以外からは、内容空白で提出がありましたので、公開しております。
- ② 本件メールは、担当者の個人メールから送信しており、また、内容も単なる文書送付の通知ですので、公開対象となるものではありません。
- ③ 担当者個人メールで受信しており、内容も単なる文書送付の通知ですので、公開対象となるものではありません。
- ④ 文書1の「依頼事項2」で締切日が2回指定されており、他の文書は存在しません。
- ⑤ 内容が全て文書2に含まれており、重複するものですので公開していません。
- ⑥ 教育事務所において必要なしと判断すれば作成する必要はないもので、いずれの教育事務所からも提出されておられませんので、存在しません。
- ⑦ 文書3は本人から聞き取った内容をそのまま記入したものであり、文書4は記憶違い等を確認・修正した上で作成しておりますので、一部の内容に違いが生じております。なお、確認は電話で行っておりますので、他の文書は存在しません。

#### (4) 部分公開決定通知書の記載について

審査請求人は、決定通知書の公開をしない部分欄に記載されていない部分が非公開になっている点を問題視するが、本欄は主な項目を列挙したものに過ぎない。本欄への記載の有無に関わらず、条例第7条第2項第1号に該当する情報が非公開となるのは当然のことである。

## 第5 審査会の判断

## 1 基本的な考え方について

(1) 教育長が行った部分公開決定に対して、審査請求人は、他の文書が存在するとして、その公開を求めるものであることから、本件処分において公開された公文書以外に特定すべき公文書が存在するか否かを検討することとした。

(2) 決定通知書のとおり厳密な部分公開を求めるものについては、当審査会においては、決定通知書の記載のとおりか否かではなく、非公開とされた範囲が適切であるかどうかについて、判断することとした。

なお、非公開とされた部分は次のとおりである。

	文書名	非公開部分
文書2	聞き取り該当者一覧表	所属、職位、氏名、備考欄記載の役職等
〃	確認資料	編集会議等参加時欄の所属、職位 採択期間中欄の所属、職位 現所属、現職位、氏名、ふりがな 採択状況等採択への関与欄及び備考欄記載の役職等
〃	所感一覧表	所属、職位、氏名
文書4	愛媛県関係者確認一覧表	現所属、現職位、氏名、ふりがな 備考欄記載の役職等
〃	愛媛県関係者確認一覧表(2回目)	編集会議等参加時欄の所属、職位 採択期間中欄の所属、職位 現所属、現職位、氏名、ふりがな 備考欄記載の役職等

## 2 本件処分の妥当性について

(1) 他の文書について

審査請求人は、公開されていない文書の存在は明らかと主張する。

一方教育長は、既に公開すべき文書を公開しており、その他の文書は存在しないと主張する。

当審査会において、関係書類を調査した結果、本件公文書として認められる文書が存在し、当該文書が、審査請求人の後日の請求により、一部を除き公開されていることから、本件公開請求対象と認められ、教育長が本件公文書を非公開とした決定は妥当ではない。

なお、電子メールは、条例の解釈及び運用基準では、「所属のメールアドレスを使用し、県の組織として発信する場合は、公文書の送付とみなされ、それ以外の場合は、当該文書の内容により個別具体的に判断する」

こととなっているが、教育長より、本件公開請求に関するメールについては、いずれも職員個人のメールアドレスから送受信しており、内容も文書の送付を通知する等軽易なものであること、また、定期的に不要なメールを削除する等、管理に努めていた結果、当該メールは既に削除されているとの説明があり、不存在であることを確認している。

#### (2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

条例第7条第2項第1号は「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、なお公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、本号ただし書きでは、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する公開しないことができる個人情報から除くことを規定している。

審査請求人は、職務時間内での通常の職務であり、組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したものが含まれており、非公開対象になりえないと主張する。

一方教育長は、検定中教科書については、本来、教職員が関与することはできず、組織上の地位に基づいて所掌する事務は存在しないと主張する。

教科書の採択の権限は、公立学校については当該学校を所管する教育委員会が有しており、本来、教職員が関与することはできない。このことから、条例第7条第2項第1号ただし書きウに該当するとまでは言えず、非公開とした部分は個人情報であると認められ、教育長が部分公開とした決定は妥当である。

## 4 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 5 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について付言する。

本件処分において、請求された公文書の特定に当たっては、対象文書に該当すると思われるものは、当初の請求時に確実に特定すべきであったと

言わざるを得ない。

なお、決定通知書の記載については、非公開とする部分を「個人の現所属・職位・氏名・ふりがな」と主な項目のみ列挙しているが、請求者において、いかなる情報が非公開とされるのかが正確に分かるように個別具体的に明記されるべきであった。

今後、このようなことがないよう条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

## **第6 審査会の審議等の経過**

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

参考

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 28 年 7 月 28 日	諮問、弁明書を受理
同年 8 月 4 日	審査請求人に弁明書送付、反論書の提出を依頼
同年 8 月 31 日	審査請求人から反論書を受理
同年 9 月 5 日	教育長に反論書を送付
同年 10 月 25 日	審査会（第 1 回審議）
同年 11 月 29 日	審査会（第 2 回審議）
同年 12 月 15 日	審査会（書面審査）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

(別表)

	文書名等	備考
1	教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報提供 について	文書 1
2	聞き取り確認用紙 所感一覧表	文書 3